

環境保全協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県（以下「県」という。）、高砂市（以下「市」という。）及び環境保全協定締結事業者（以下「事業者」という。）が、平成19年8月20日に締結した環境保全協定書（以下「協定書」という。）第3条第3項の規定に基づき、環境保全協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市民代表 17人以内
- (2) 県の職員 3人以内
- (3) 市の職員 3人以内
- (4) 事業者の代表 17人以内

2 前項第1号の委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼金)

第4条 第2条第1号に規定する委員には謝礼金を支払うものとし、その額は、会議1回につき5,000円とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議の議長は、会長をもって充てる。

2 会議は、委員の過半数をもって成立する。ただし、第2条第1項第1号及び第4号の委員については、2分の1以上の委員が出席しなければならない。

3 会議には、委員が出席するものとする。

(小委員会)

第7条 協議会には、小委員会を置く。

2 小委員会は、協議会の運営その他必要な事項について協議するものとする。

3 小委員会の委員は、会長、副会長並びに第2条第1項第1号及び第4号に掲げる委員の中から3人ずつ、同項第2号及び第3号に掲げる委員の中から1人ずつ選任した者で構成する。

4 小委員会は、会長が招集する。

(会議の招集)

第8条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、会長は、委員5人以上の連名をもって請求があったときは、小委員会に諮り、小委員会において協議会の開催の決定があったときは、速やかに協議会を招集しなければならない。

2 前項ただし書の請求には、その理由を付した文書を添付するものとする。

(調査)

第9条 協定書第3条第2項に規定する環境保全対策の実施状況の調査については、協議会において決定し、協議会で行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、5人以上の委員が連署をもってあらかじめ調査の項目及び実施の日時等を会長に届け出て小委員会の承認を得た場合には、当該委員による調査ができるものとする。

- 3 前項の調査に際しては、市職員が同行するものとする。
- 4 第2項の調査結果は、次の協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、高砂市生活環境部環境経済室環境政策課において処理するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営の細目については、協議会で決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
(環境保全協議会要綱の廃止)
- 2 環境保全協議会要綱(昭和49年2月28日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

高砂市議会建設環境経済常任委員会委員長
高砂市議会建設環境経済常任委員会副委員長
二市二町議会環境保全協議会会長
高砂市連合自治会代表
高砂市連合婦人会代表
高砂市消費者協会代表
高砂市消防団代表
高砂商工会議所代表
高砂青年会議所代表
高砂市医師会代表
播磨薬剤師会代表(高砂市に在住し、又は勤務する会員に限る。)
高砂市PTA代表
兵庫南農業協同組合代表(高砂ブロック代表に限る。)
高砂市漁業組合連合会代表
高砂市水利組合代表
連合東播地域協議会代表
環境保全に活動している団体の代表